



・国税徴収法第67条(差し押えた債権の取立)



遠隔地にある財産(債権)については、 郵送により差し押さえを行います

・国税徴収法第62条(差押えの手続及び効力発生時期)



帯納処分にかかる各種書類を発送します。

- 国税徴収法第54条(差押調書)
- 国税徴収法第131条(配当計算書)



翌日の滞納処分に向け準備します。

市税は、納税者の皆さまが納期限までに自主的に納付していただかなければな りません。納期限を過ぎても納付いただけない場合、督促状などを送付し納税を 促します。それでもなお、自主的に納付いただけない場合、徴税吏員は滞納者の 財産を調査し、強制的に滞納市税の回収を行うこととなります。滞納整理の費用 は皆さまが納付された税金から支出されています。市税を有効に活用するために **も、市税の納期内納付にご協力いただきますようお願いします。** 0

問合せ先 税務課納税担当(内線231または232)

市税滯納解消に向けて

税務徴収職員の仕事~

徴税吏員

行ってご 力執行権を行使し、市税の確保を吏員は地方税法により認められた自など)に支障を来すことから、徴税 徴税吏員は債権を差し押さえる際、る権利)の差し押さえがあります。 金銭の支払 (滞納者が他の 預貯金・給与・ 徴税吏員が行う 滞納処分の います。 ででは、 での者に対し持っている 学・生命保険などの債権 処分の対象となる財産が が行う滞納処分の一例と

立てを行うことはできません。相手方の財産に対して強制的に取り 金銭の支払いが滞った場売買などにおける私債 う徴税更員(職員)についたがました。今回は、滞納上げました。今回は、滞納処分などにつ中の市広報7月号と9月号 は裁判所を通さなければ、

サービス(例えば、ごみ処理、除雪恩恵を受けるべき市民の方々へのもなお納税されない場合、本来そのこのように、納付期限が到来して ことができます。これさえることで滞納市段 目ら滞納者の財産を調査 (|支員が、裁判所を通すことなく地方公共団体の長に任命された) これを自力執行権納市税の回収を行う 差し押 して 0

います。

の一部を、一日の流れとしてご紹介を入れており、今年度はこれまで力を入れており、今年度はこれまで力を入れており、今年度はこれまでから、当市では、その事前調査にもから、当市では、その事前調査にも け、取り組んで、これがあるしまざまな方法で滞納の 市税などへ収納され差し押さえを執行し 金額は、 を受け、 収し、滞納市税に充当して押さえ通知を行うことで、 このように滞納処分を行う場合、税などへ収納されています。し押さえを執行したことにより、 ・交付要求・参加差し押さえなどていますが、このほかにも納税折一部を、一日の流れとしてご紹介一部を、一日の流れとしてご紹介 合わせて2、672万7千円 042万3千円となって執行しており、充当されおいては、132件の差の税に充当しています。 万4千円となって 2万7千円が円となっておいに納付した の減少

納付よりも私債権 優先して返済しなければ… を

います。 に先だって徴収する〟 手数料、使用料など)

年度別差し押さえ件数の内訳									
区分	預貯金	給 与	生命保険	国税還付金	その他債権	動産	不動産	合計	滞納市税などへ 充当した金額
平成 19 年度	4	0	0	2	0	0	0	6	205,836 円
平成 20 年度	12	0	1	14	3	0	0	30	1,257,085 円
平成 21 年度	39	0	2	10	1	0	0	52	6,287,379 円
平成 22 年度	44	0	4	15	1	0	0	64	6,210,188 円
平成 23 年度 (4~1月分)	96	3	18	0	4	0	11	132	20,423,339 円

5 平成24年3月1日/広報なめりかわ 平成24年3月1日/広報なめりかわ 4

〜徴税吏員の仕事